

社会福祉法人 優愛福祉会

評議員等及び役員の報酬等の 支給に関する基準を定める規程

社会福祉法人 優愛福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人優愛福社会(以下「法人」という。)の定款第9条(評議員の報酬)及び、第23条(役員の報酬等)に定める役員及び評議員等の報酬の支給について必要な基準を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(成立要件)

第3条 この規程の成立は法人の評議員会の承認を要件とする。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第4条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(理事等の報酬)

第5条 理事長、業務執行理事の報酬は別表2により支給する。ただし、前条による報酬は支払わない。

2 理事(業務執行理事を除く)が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第6条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員等が、理事長に命を受けて法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費を支給することができる。

(適用除外)

第8条 職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(評議員選任・解任委員会への出席報酬)

第9条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表5により報酬を支払うことができる。

(税の源泉徴収)

第10条 理事長及び業務執行理事の報酬については、定められた時期に銀行振り込みにて支給する。報酬及び旅費については現金でその都度支給する。税は源泉徴収とする。

(公表)

第11条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第12条 この規程の改正は評議員会の承認を経なければならない。

(補足)

第13条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年12月23日から施行する。

別表1（第4条関係）

名 称	報 酬
理事会出席報酬等（日額）	5,000 円
評議員会出席報酬等（日額）	5,000 円

別表2（第5条及び第6条関係）

名 称	報 酬
理事長報酬等	出勤1回5,000円 （月4回を上限とする）
業務執行理事報酬等	月額 400,000 円
理事（業務執行理事を除く）及び評議員業務報酬等	日額 5,000 円
監事報酬等	日額 10,000 円（定期監査時） 日額 5,000 円（その他の場合）

別表3（第7条関係）

名 称	宿泊費（1夜）	内 容
旅 費	10,000 円（県内）	実費相当 （鉄道における急行料金、座席指定料を含む） ただし、私用車を使用した場合は1キロメートルあたり40円を、奥州市を越えた場合に、法人住所地を始点として算定する。
	12,000 円（県外）	

※片道 150 km以上（岩手県外に限る。）の日帰りの旅行の場合は、報酬に1.5を乗じて得た額とする。

別表4（第9条関係）

名 称	報 酬
評議員選任・解任委員会出席報酬（日額）	5,000 円